

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

## 1 概要

平成28年第1回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成28年2月8日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づき、県議会議長からも当該議案に対する意見を求められしたことから、同様に教育長による臨時代理により意見を申し出た。

## 2 「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」案は、市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定権限を、新たに協議が整った市町村教育委員会へ移譲する議案

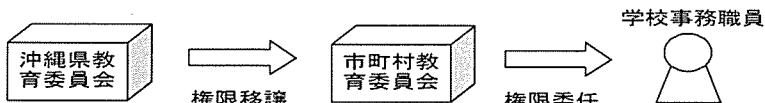
### 【改正案の内容】

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）第2条の市町村欄に、「那覇市 石垣市 浦添市 名護市 宮古島市 国頭村 東村 今帰仁村 本部町 宜野座村 金武町 久米島町」を加える。

※施行日 平成28年8月1日

### 【参考】

#### 1 権限移譲の流れ



※学校事務職員が諸手当認定の事務処理を行う。

#### 2 権限移譲済み市町村(中頭地区及び島尻地区)

宜野湾市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 南城市 恩納村  
読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町  
南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 八重瀬町

計20市町村

## 3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、諸手当に関する認定権限を協議の整った市町村教育委員会へ移譲するものであることから、知事及び県議会議長へ異議がない旨を回答した。